



子育て情報

身体づくり（あそびながらの運動）

子どもは5歳までに大人の8割程度まで神経機能が発達すると言われています。運動機能の発達には、頭に近い部分から足先に近い部分へ、中心部分から末梢部分へ、粗大運動（身体全体を使う運動）から微細運動（手や指を使った細かい運動）へと進みます。特に身体の成長とともに運動機能が飛躍的に伸びるのが乳幼児期。生後間もないねんねの時期から、お座りやハイハイ、そして立ち上がり歩くことができるようになります。この時期に、体全体を動かす楽しさを味わうことで、子どもの心身の成長に繋げていけるよう、生活の中で「あそびながらの運動」をしてみましょう。

0歳児には、スキンシップや声かけで安心感を与えながら、子どもが体を動かすことができる範囲を意識し、手足を伸ばしたり縮めたり、手を開いたり閉じたり、大人との触れ合いの中でゆっくりと運動を行うとよいでしょう。

1歳児は、伝い歩きから歩き始める時期です。動きも活発になるため転倒による怪我に注意しながら、素足で砂場や芝生などで歩いたり、簡単なボール遊びも取り入れたりしてみましょう。

2歳児は、歩行も安定し、走ったり、自由に体を動かしたりできることが多くなります。家の周りを少し距離を伸ばして散歩をしてみたり、大人のまねをする遊びや、しっぽ取りゲーム、ボールを片足で蹴ったりしてあそぶなど身体的な発達を促してみてください。また、子どもには多くのほめ言葉をかけ、安心感だけでなく満足感や自信が持てるようにかかわり、精神面の発達にもつなげていきましょう。

「あそびながらの運動」で大人も一緒に楽しんでみてください。

子育て支援センター 治田東

☎ 554-6115 FAX554-6116

チラシを見て頼んだ廃品回収に注意！

<事例1>

チラシを見て廃品回収を業者に依頼した。チラシには「廃品回収代金8万円」と書かれていたが、実際には47万円請求され支払ってしまった。

<事例2>

不用品の処分をしてもらおうと、投げ込みチラシの業者に電話をすると「費用は3万円ぐらい」と言われたが、来訪すると30万円を提示された。高いと思ったが仕方なく支払った。

<助言>

投げ込みチラシなどを見て業者に廃品回収を依頼する場合、チラシに記載されている金額で契約できるとは限りません。事前に複数の業者から見積りを取り、料金だけでなく作業内容も比較検討しましょう。

作業終了後に突然高額な金額を請求されるケースもあります。契約時や作業開始前に追加料金がないか確認しましょう。

作業時は家族や周りの人に立ち会ってもらうことも大切です。

契約についてトラブルが生じた場合は、早めに消費生活相談窓口へご相談ください。

自治振興課 消費生活相談窓口（相談無料）

9:15～12:00 13:00～16:00

☎ 551-0115 FAX 551-0432 平日のみ
滋賀県消費生活センター（相談無料）

☎ 0749-23-0999 9:15～16:00
平日・土曜日でも相談できます



草津警察署安全伝言板

◆児童虐待の防止にご協力を◆

～11月は「児童虐待防止推進月間」です～

<児童虐待を防止するために!!>

昨年中、滋賀県警察が受理した児童虐待に関する相談などの件数は1,802件（前年比309件増加）で、本年も増加傾向にあります。

普段の生活の中で、

- 子どもの身体に不自然な傷やアザがある
- 泣き叫ぶ声や保護者の叱る声が頻繁に聞こえる
- 戸外に出されて徘徊している
- 服装、身体が汚れて、異常に痩せている
- 表情が乏しくおどおどしている

などの兆候が見られたら、児童虐待の可能性がります。

ためらわず、「子ども家庭相談センター（児童相談所）」や市町の児童相談部署などへ連絡するか、最寄りの警察署、交番に相談してください。（発見した人には通告義務があります。）

草津警察署 ☎ 563-0110 FAX563-0116